

参議院建設委員會會議錄第十七号

昭和三十三年三月二十六日(火曜日)午
前十一時十分開会

本日委員齋藤昇君、松澤靖介君及び酒
井利雄君辞任につき、その補欠として
谷口弥三郎君、松本浩一郎君及び大谷
肇調君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中山 福藏君
理事 石井 桂君
岩沢 忠恭君
西田 信一君
田中 一君

委員

大谷 肇調君
中野 文門君
武藤 常介君
内村 清次君
大河原 一武君
重盛 壽治君
北勝 太郎君

國務大臣

建設大臣 南條 徳男君
政府委員 建設政務次官 小澤久太郎君
建設大臣官房長 柴田 達夫君
建設省計画局長 町田 稔君
建設省住宅局長 鬼丸 勝之君
長事務取扱 事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員

参考人

日本住宅 加納 久朗君
公団総裁

本日の会議に付した案件

○建設事業並びに建設諸計画に関する
調査の件
(建設省附屬機関設置に関する件)

○住宅金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

○参考人の出席要求に関する件
○日本住宅公団法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中山福藏君) ただいまから
委員会を開会いたします。
委員長及び理事打合せの結果を御報
告申し上げます。

本日、午前中住宅金融公庫法の一部
を改正する法律案の質疑を行い、午後
日本住宅公団法の一部を改正する法律
案が衆議院において採決されたら、本
委員会においてこれを採決する予定で
あります。そうして二十七日の本会議
に上程したいと存じます。

二十八日は、国土開発縦貫自動車道
建設法案の質疑、討論採決、二十九日
の本会議に上程する予定であります。
次いで二十八日に特定多目的ダム法
案の質疑、討論、採決を行い、引き続
き、住宅金融公庫法の一部を改正する
法律案の質疑、討論、採決を行うこと
にし、二十九日に本会議に上程したい
と存じます。

以上理事会の御報告を終了いたし
ます。

ます。

○委員長(中山福藏君) 次に委員変更
の件を御報告申し上げます。三月二十
六日松澤靖介君及び齋藤昇君が辞任さ
れ、補欠として松本浩一郎君及び谷
口弥三郎君がそれぞれ指名せられま
した。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福藏君) 速記を起して
下さい。

○委員長(中山福藏君) それではこの
際、建設省設置法の一部を改正する法
律案に關して、建設大臣から御説明を
承わりたいと存じます。

○國務大臣(南條徳男君) 建設省設置
法の一部を改正する法律案の要旨を申
上げたいと思ひます。

このたび建設省の組織及び所掌事務
について所要の改正を行うため、建設
省設置法の一部を改正する法律案を提
案いたしました。ただいま参議院内閣委員会
において御審議中であり、建設省の組
織に關するものであります。河川行政
の諸問題に關しては、古くは臨時治
水調査会、土木會議等が設けられ、現
在は法令に基かない建設省限りの機関
として河川審議會を設けてその運営を
はかつて参つたのであります。河川
行政の重要性にかんがみ、これを法制
上の審議會とし、河川、海岸に關する
重要事項で建設省の所管に屬するもの
を調査、審議させることとしたいとい

と存じます。本審議會の運営によりま
して、河川、海岸行政の一その推進
を期する所存であります。

第三に、水道及び下水道に關する事
務の所掌について改正を加えたことで
あります。水道及び下水道に關する事
務につきましては、現在厚生省と建設
省の共管するところであります。その
所管を簡素明確にし、行政の運営の
合理化、能率化をはかるため、下水道
に關する事務を終末処理場に關するも
のを除き建設省で所掌することとし、
水道に關する事務及び終末処理場に關
する事務を厚生省の所掌とすることと
いたしましたのであります。

以上の改正点のほか、所掌事務の範
圍及び部内における事務の所掌につ
きまして、若干の改正を加えることと
しております。

以上が今回の建設省設置法の一部改
正法案の要旨でございますが、何とぞ
格別の御協力を賜わらんことをお願い
いたします。

○委員長(中山福藏君) ちよつと速記
をとめて。

と存じます。

○委員長(中山福藏君) それでは住宅
金融公庫法の一部を改正する法律案を
議題に供します。

本日は、過日建設大臣より提案理由
の説明を承りましたが、本日は内容
の詳細の説明を政府委員から聴取した
いと存じます。政府委員の御説明を願

建設等の直轄事業に關するものが多
く、その遂行に當つては、事務、技術
を問わず特に専門的知識を要すること
が少なくないのであります。建設省所
管事業の合理的かつ能率的な遂行をは
かるためには、これらの業務を相當する
職員に資質の向上をはかる必要がある
と考えます。ここにおきまして、今回土
木、建築、測量その他建設省の所管行
政にかかると専門的技術及び事務を担
当する職員の養成、訓練をつかさどら
せるため、当省の附屬機関である地理調
査所、土木研究所において現在実施し
ております研修業務をも統合いたしま
して、新たに附屬機関として建設研修
所を設置して、職員の組織的な研修を
実施することとしたいと考えるので
あります。

第二に、建設省の附屬機関として河
川審議會を設置することとしたこと
とであります。河川に關する行政は、
その性格上治水、利水の両面におきま
して関係するところが多く、その円滑
な運営をはかるためには、広く関係行
政機関及び学識経験者の意見を取り入
れる必要があるものであります。河川行
政の諸問題に關しては、古くは臨時治
水調査会、土木會議等が設けられ、現
在は法令に基かない建設省限りの機関
として河川審議會を設けてその運営を
はかつて参つたのであります。河川
行政の重要性にかんがみ、これを法制
上の審議會とし、河川、海岸に關する
重要事項で建設省の所管に屬するもの
を調査、審議させることとしたいとい

と存じます。本審議會の運営によりま
して、河川、海岸行政の一その推進
を期する所存であります。

第三に、水道及び下水道に關する事
務の所掌について改正を加えたことで
あります。水道及び下水道に關する事
務につきましては、現在厚生省と建設
省の共管するところであります。その
所管を簡素明確にし、行政の運営の
合理化、能率化をはかるため、下水道
に關する事務を終末処理場に關するも
のを除き建設省で所掌することとし、
水道に關する事務及び終末処理場に關
する事務を厚生省の所掌とすることと
いたしましたのであります。

以上の改正点のほか、所掌事務の範
圍及び部内における事務の所掌につ
きまして、若干の改正を加えることと
しております。

以上が今回の建設省設置法の一部改
正法案の要旨でございますが、何とぞ
格別の御協力を賜わらんことをお願い
いたします。

○委員長(中山福藏君) ちよつと速記
をとめて。

○委員長(中山福藏君) 連記始めて。

○委員長(中山福藏君) それでは住宅
金融公庫法の一部を改正する法律案を
議題に供します。

います。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今回提案されました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の内容のうち、重点をなしてあります二つの事項につきまして、簡単に御説明を申し上げたいと思ひます。

その第一点は、今回災害復興住宅に対する融資の道を新たに設けるための改正をいたした点でございますが、これは改正法律案の第十七条の新しい第五項がそのおもな内容を規定いたしております。すなわちこの新しい五項におきましては、公庫が地震、暴風雨、洪水、火災その他の災害で主務省令で定めるものによりまして、人の居住の用に供する家屋が滅失し、または損傷した場合におきまして、その災害當時その滅失、損傷した家屋を所有しておつたり、または賃貸またはその家屋に居住しておつた者がその災害被災家屋を復興してみずから居住したり、あるいは他人に貸すために災害発生の日から二カ年以内に復興いたしまする場合に、その建設あるいは補修、復興という概念は補修も含めておりますが、建設し、もしくは補修し、またその建設に付随して土地や借地権を取得しようとする場合に、これらのものに必要な資金を貸し付けることにいたしたのでございます。御承知と思いますが、従来も災害が発生した場合融資の道がなかったわけではございません。ただ従来の融資は、みずから居住するため住宅を必要とする者に対してだけ融資をする、しかもその住宅の規模や規格は一般融資にかかると同様のものを建設する場合に限って行われておつたのでございます。特典をいたしまし

ては、据え置き期間が三年以内と認められておつたものでございまして、ところが今回の改正によりまして、補修につきましても新たに融資を認め、それから被災者がまあ比較的小規模な復興住宅を建設することを予定いたしまして、それに対して単価の全額を融資する。

それから第三には、みずから居住する場合だけではなくて、他人に貸す場合に、貸家にも融資を認めておる、こういう点が新しい融資の特徴でございます。もう一つ重要な点は、特にこの融資を迅速適切に行うために、今回は地方公共団体に対する委託業務の範囲を広げて、貸付の決定権を除きまして、その他の申し込みの受理、審査の事務なり、あるいはその他、貸付並びに回収関係の業務を地方公共団体に大幅に委託する道を講じておるのでございます。この点は二十三条の改正におきまして規定いたしてございまして、以上が災害復興住宅の関係でございます。

次に第二点といたしましては、中高層耐火建築物に対する融資の規定を新たに設けた点でございます。これは今回改正の第一条の目的に新たに一項を加えまして、土地の合理的利用と災害防止に資するために、一般金融機関から融通することを困難とする場合に、中高層耐火建築物に対する融資を行おうとするものでございまして、この規定は業務の関係におきましては、従来の十七条に新たに第七項が設けられておりますが、この規定がそのおもな内容を定めておるのでございます。すなわちただいま申し上げましたような第一条に加えられました新しい目的を

達成するため、相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物を建設するもの及び耐火建築物促進法により指定された防火建築帯区域内において相当の部分をもつ、かつ主要構造部を耐火構造とし、基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の建設を予定した構造とした二階建の建築物を建設するのに対しまして、これらの建設に必要な資金を貸し付ける業務を新たに規定として設けたのであります。これにつきましては、お手元に配付いたしました説明資料をちょっとごらんいただきたいと思うのでございますが、新しい中高層耐火建築物に対する融資の制度は、下の方の欄でございますが、便宜上現行規定にありする十七条第五項及び第六項の、いわゆる足貸しの制度と比べた方が便利であろうと思ひます。と申しますのは、これをある意味では飛躍的に発展させたものと考えられますので、古い制度を上の方に御参考にしてございまして、従来の現行制度では、融資の対象になる建築物は、原則として三分の二以上の住宅部分を有する地上階数三以上の多層家庭でございます。この建築物に対して、原則として基礎主要構造部の建設費の金額を、つまり足の部分につきましては融資することにしたのでございまして、融資する利率は年五分五厘、期間は十年以内、それで現在やっておりますのは、三つのこの例のうち、一番左のAというものが原則的な場合でございます。つまり住宅部分が三分の二以上ある、そうしますと、その半分に相当する店舗、事務所等の部分に、いわゆる主要構造部の建設費の金額を、大体坪当三万円程度に相当するが、融資をいたして

おります。まんな中のBは、これは特別の理由のある場合ということで法律に規定してございまして、実際の運用はなされておられません。一番右は、これは防火帯内にある場合でございます。三階以上を予定した構造とした二階建の場合に、二階建でありまして、その住宅部分の半分に相当する床面積につきまして融資をする、こういうことでございまして、新制度によりまして、融資の対象は、相当の住宅部分を有する地上階数三以上の中高層耐火建築物ということになっております。その中で、原則といたしましては、下の一番左の住宅部分が半分もしくはそれ以上という場合に、その住宅部分と等面積の店舗等の部分に對しまして融資をする、しかも住宅部分も、その等面積の店舗等の部分の融資も、いずれも建設費の七割五分というものが、融資額の限度でございます。利率は年六分五厘、償還期間は十年以内、かように考へておるのでございます。

なおこれらは中高層耐火建築物の融資の条件でございますが、この絵図のような場合に、住宅部分で他の一般貸付による、たとえば住宅協会住宅公団等が一般の公庫貸付を受ける場合、それを排除するわけではございませんので、その場合には、下の店舗等の部分だけに七割五分を融資いたしまして、協会等が上の住宅部分を扱います場合には、一般貸付の条件によつて融資をする、かように相なるのでございます。以上簡単にございまして、最も重点でありまして二つの点につきまして、御説明申し上げた次第でございます。○委員長(中山福藏君) それでは質疑に入ります。順次御発言を願ひます。

○田中一君 今、鬼丸君の御説明の中に足りない部分があるのじゃないか。第十一條の役員任命、これらの御説明をもう一べんして下さい。

○政府委員(鬼丸勝之君) 田中先生にお断わり申し上げておきますが、時間の関係もありかと思ひまして、主要事項だけ申し上げまして、大部分省いた点がございまして、あと、また御質疑に応じてお答えいたしたいと思ひます。

役員任命の關係につきましては、今回副總裁を新たに設けまして、理事は一名減ということに改正をすることとしたのでございまして、これは田中先生もよく御承知のように、公庫の業務が質的にも量的にも非常に大きくなつて参りまして、やはり總裁の代行をさせるには、理事のうち一名を指名するということだけでは十分でないと考えられたからでございます。○田中一君 それから残つておる説明を續けて下さい。

○政府委員(鬼丸勝之君) なお残つておる問題につきましては順次申し上げますと、次に公庫の融資の対象となる住宅につきまして、増築資金を貸し付ける場合におきましては、従来一般新築貸付の制限でありまして、この百平方メートル以内ということで、増築の場合も抑えられておりましたが、今回この増築をする場合には、貸付の対象となる住宅の床面積の限度を百二十平方メートル、つまり約三十六坪に広げた次第でございます。これは既存の住宅につきましては、相当広い面積を持つておりまして、純居住部分以外にも広いスペースを持つておる住宅が少くないので、これに對しまして三

十坪で押えることは、増築をする場合に実情に沿ふぬ点もございします。増築部分を含めて三十六坪まで認めたい、こういう趣旨でございします。それから次に、宅地の造成に對しまして、従来は公庫の貸付金にかかる住宅に供する宅地の取得、造成、譲渡事業については資金の貸付を行なつてきたのであります。新たに公庫の貸付にかかる住宅以外の住宅に供する宅地につきましても、その取得、造成、譲渡について必要な資金の貸付の道を開いたのでございします。これは公庫といたしましても、ある程度大きな団地の造成をいたすことが譲渡するにいたしましても便利でございします。また価格も比較的安上りになる。ただその場合に公庫の貸付金にかかる住宅だけにしかこの宅地は使われないというところになります。実際問題としていたしまして、その宅地が有効に使われるのにひまがかかると、あるいは団地の規模からいまして、むしろ他の住宅もそこに建てた方が団地の何と申しまするか、形態もよくなる。こういうようなことも考え合せて、たとえば公営住宅を建てるといふ宅地にもこれを使わせようという趣旨の改正でございします。

それから次に、産業投資特別会計から公庫に今回出資されておるのでございします。この場合も公庫法に規定を設けたと同じような趣旨に基づきまして、公庫から国庫納付金の帰属する会計を一般会計のほかに産業投資特別会計をも含めることができるように所要の改正をいたしました。そのほか付則におきましては、住宅金融公庫法の関係事項について必要な整理を行うという規定のほか、さらに付則におきまして、産業労働者住宅資金金融通法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部改正と、所要の改正をいたした次第でございします。以上簡潔でございしますが、御説明申し上げました。

○田中一君 時間が無いからといって説明するのを省略しては困るので、そのようなことがないようにして下さい、時間は幾らでもありますから。

第一点の災害復興住宅の点についてですが、これは現在も融資はやつておるわけですが、現在でも災害があるたびには必ず優先融資というものをやつておるのですが、その大体現在やつておるような規模というものは、今度の法制化する融資方法ですね、これと大体見合っているものなんですか。ということ、たとえば規模にしても貸付金にいたしましては、従来、現に行政というか、業務の範囲内において公庫がやつておる。むしろこれは政府が態度としてやらしておるということ、法制化したために同じものなのか。どういう罹災者の方に利益があるのか。その違いを説明していただきたい。

○政府委員(鬼丸勝之君) 従来やつておりました災害復興住宅に対する復興に對する貸付は先ほども申し上げたと思ひますが、罹災者にとつての恩恵と申します。特典は据え置き期間が三年以内あるという点でございまして、あの点は建物の規格構造は一般の貸付による場合と同様であります。従ひまして九坪以上三十坪までの新築ということでございます。これに對する融資率も原則は七五％、そういうことで

一般の状況によつて行われております。今回の災害復興住宅につきましては、まず大別いたしまして、実はこの罹災者が新築する場合と補修の場合と二つに分れます。新築の場合にはこれの貸付金額がこれは法律の上には明記されてございせんが、政令等で規定することになります。限度といたしましては二十五万円考へております。約平均二十万円程度になろうかと思ひます。二十五万円というところを考へております。ゆえんは、建築費の最高限度を坪二万八千円考へておりました。その九坪までを考へております。これがまあ限度でございします。もちろん標準建築費は地域によりまして若干差がございしますが、限度はそういうふうな考へておりました。それから構造規格につきましては、今の坪数のほかに建築基準法の規定する条件を満たす程度のものであればよろしいということ考へております。なお、規模で申し落しましたが、貸付は九坪二十五万円という限度で考へております。建物全体は約二十坪程度までを予定したいと思ひます。設計等も建築基準法程度でございします。それから、公庫の規格よりも若干まあゆるいところ考へてございします。設計審査等もこういう点から迅速に行う所存でございします。なお特に迅速にこの貸付決定をするというところが一番のポイントの一つでございします。この点につきまして、先ほど申し上げましたように、地方公共団体に大幅に業務委託をいたしまして、迅速な処理をはかつて参りたい。

次に補修でございしますが、補修の場合には貸付金額の限度は約十二万円程度と考へております。これはどういう損傷の程度のものに對象にするかと申します。とおおむね当該家屋が三〇％から五〇％程度損傷したものを對象にいたしたいと思ひます。まあそれ以上大きく損傷したものは、むしろ新設の方で考へて参りたい、こういうふうな存じておるのであります。なお補修の査定につきましては、特にこれを一々公庫が直接厳密に査定するということでは迅速な処置が取りはかれませんので、補修の場合も先ほど申し上げました趣旨で、特に地方公共団体にこの審査事務を委託いたしまして、その結果を十分参酌して迅速に補修貸付の決定をいたしたい。もっともさらに業務を委託します場合には、特に補修の場合には具体的な基準をあらかじめ公共団体に示しておきまして、たとえば家屋の坪数と損傷の程度との組み合わせによりまして、クラスをきめて金額をきめておくという具体的な基準を明示して、それによつて審査を能率的にやつていただく、かつ適正にやつていただく、こういうふうなふうに委託の方法につきましても万全を期して参りたいと思つておるのでございします。

○田中一君 この災害救助法に基く第二十三条一項の収容施設の供与にわゆる応急仮設住宅、それから六の「災害にかかった住宅の応急修理」、この二つが関連があるわけですが、これは大体災害救助法の方で見ますと、一カ月以内に着工というように私記憶していたのですけれども、今の災害復興住宅は二カ年の猶予期間があるわけですね。

そこで二万八千円というのは目標であらうと思ひますが、これが十五年、十五年という、一般のものが十八年で、十八年で間違ひございせんね。それから補修資金、補修資金はいわゆる増築資金の貸付は幾らになつておりますか、償還期限は。

○政府委員(鬼丸勝之君) 増築は五年から十年でございします。

○田中一君 そうしますと、五年から十年、北海道の区域内というのは、御承知の北海道の例の不燃化建築の問題だから二十五年ということになつたのでしようと思ふのですけれども、そこでどうやつて見ますと、結局普通貸付によるものと比較して見ますと、あまり恩恵ではないということですね。ただこれが事務的に急速に実施されるという段階になりますと、まあ一般貸付の住宅金融公庫の貸付よりもいい、しかし一方もっと迅速なのは、災害救助法によるところのものがあつたわけですね。これはまあむしろ応急仮設住宅なわけですね。そこでこういう工合に、まあ今災害復興住宅に對して一応三つの施策がこれに現れたわけなんです。これはいつも思うのです。この災害救助法によるところの住宅の応急修理それから収容施設というものは、これはおおむね住宅金融公庫の貸付対象になるものじゃありません。いわゆる建築基準法のうち外にあるところのバラック程度のものがこの対象になつてゐるわけなんです。これをちょっともう少し資金を投入すれば、もう一つは今の災害復興住宅になるというふうなものも多いわけなんです。かりに五万円でしたか、七万円でしたか、災害救助法のやつは七

万円でしたかな。百軒作ればやっぱり七百万円かかるのです。こいつは今言通り、土地の問題その他でもってあとに妙なすつきりしないものを残すような場合も往々にして見受けられると、ただここで住宅金融公庫法の改正によって災害復興住宅というものを作ってこういう制度を設けるというのと、この災害救助法の住宅に関する項というものを将来抜くんだというような考え方を含みとして持っているのかどうか、伺いたいのですね。

○政府委員(鬼丸勝之君) お尋ねにお答へする前に、恩典の点でちょっと言葉が足りませんから補足させていただきますが、今回の災害復興住宅の融資を考へる災害の規模、範囲でございします。これは災害救助法による災害と同様に考へております。従いまして、現行の公庫法の災害住宅復興は、これは公営住宅の御承知の災害と同様で、だいたい範囲が今回の復興住宅は広い地域にわたって考へられると思っております。

それからお話しした災害救助法に基きまする緊急住宅でございしますが、これはただいまお話しもございましたように、五坪七万円程度で都道府県が建設管理することになっており、あるいは、これにつきましては、やはり緊急的にまあ一カ月くらいで建ててやらなければいかんという災害救助の性格を持っておりまして、ただいまのところはこれと一線を画しまして、今回の災害復興住宅は二カ年以内というふうな期間の問題も考へましたのは、やはり恒久的な住宅として建設復興させたいということで考へております。

○田中一君 いろいろ性格は違いますが、違いますが、大体災害救助法によるところの住宅供給と大いなるものは、その人間が動かなければならぬものになつてやうのですね。一年たちますと売れるのです。捨値で売れるのです。居住者に対しては、その土地が借りられる土地であるならばおむねそういうことになっているのです。自分はこの土地でがまんするのだといつて、その土地を地主が貸してくれるなら、根をばやしそこに普通の一般住宅になつてしまふのですね。そういうわけをしないで、もし適地があるならば今の災害救助法によるところの仮設住宅なんというものをやなくて、迅速に事が運ぶならば、住宅金融公庫の融資でもってどんどん進めていくというのも一つの手法なんですよ。実際の、私ずいぶん方々を災害のたびに歩いていますが、災害救助法によるところの住宅というものは大体そんなにきちょうめんに撤去されておらないのです。根をばやしそのまま化するという傾向が多いのです。これはもしそうするならば、講堂でも七百万円で作つてそこへ百世帯入れてもいいのです。そうすればその講堂がまたその町で使えるのです。そういう点でもってやはりばらばらな住宅、結局居住施設の政策というものはばらばらになつていくのじゃないですか。これは非常に残念なわけなんです。水道に関する問題が建設省と厚生省が話し合ひがついて、妙な解決を見たように思ひますけれども、住宅の問題も災害救助法の居住部分の施設もやはり関連して相考へなければならぬのじゃないかと思うのですが、この点はどうですか。

それからことにまあ還元融資の住宅の問題でございしますが、これなんかも本来ならば住宅金融公庫が窓口となつて、各府県にやらせましても一向差しつかないものなんですよ。そういう点についても行政次官どういう考へを持っておられますか。

○政府委員(小澤久太郎君) 田中さんの今言われた趣旨は、私まことにけっこうでございます。そうなるべきだと思つたのでございしますが、とにかく災害を受けた人を一刻も早く、つまり住居を与えなければいかぬというわけなわけ合ひから、救助法の住宅があるわけでございます。実際上は田中さんのおっしゃる通りにしたいのでございしますが、一刻も……そうしますと時間がかかりまして、やむを得ずこういうふうになつていくという現状でございします。

○田中一君 一般貸付が十八年です。ね、償還がこれが十五年になつた理由です。それは三カ年が据え置きになつたのです。三カ年が据え置きになつて十五年で償還するということになるのですか。

もう一つ、補修資金の場合も、十年という最高限度があるならば、二カ年は据え置きで、三年目から払い込んで十年で……ということになるのですか、どういふことなんでしょうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今回の災害復興住宅の新築十五年、補修八年という償還期限をきめておられますが、これは据え置き期間を三年以内含みますので、運用の面では大体最初に三カ年据え置きまして、それからあと十二年なり、五年か、あるいは六年になつて、以内に償還をさせる、こういう

ことになりまして、それから三年だけ頭をちょん切つたと、こういうわけなんです。二年だけちょん切つたというわけですか。三年という据え置き期間という利益というか、特典を与えるのですから、償還期限を短かくしたというわけですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今の田中先生の御質問の内容と同様でございしますが、そのほかに金額が全体として少くなりまして、二十五万円、十二万円という金額でございしますから、少し早く返させてもいいのじゃないかという趣旨もございします。

○田中一君 これは、自分の手持ち資金は相当持つておられるけれども、あるいは財産を持つておられるけれども、しかし借りた方が得だという人にも貸すわけですね。融資を受けるものの基準が、この法律では災害を受けたものとなつておりますから、だれでも借りられるわけですね。御承知の貸付の方は月収が幾らなければならぬとか、また収入が皆無のものでも、これから働いて、荒地を耕地にしてい、収穫を三年目あたりから見ていくのだという人にも貸すのです。その境界はどうなんでしょうか。

○政府委員(小澤久太郎君) そのお尋ねの最初の方の、金を持つている人にも無条件に貸すかということでございますが、これは標準建設費も一般の分より安くなつておりますし、その建設費の額も御承知のように、一・二倍というふうなことで押えられております。それから坪数も比較的小さい。従

いまして、実際の運用の方針といたしましては、相当なお金持ちが、一般の災害住宅融資によつてもらうように運用上指導して参りたい。と申しますのは、一般の災害融資も、大体これは大きな災害のあつた地域でございしますけれども、三割程度融資を計画いたしておりますので、それによつてもらいたい、かように考へております。

それから、次のお金のない人にも貸すかということでございしますが、これは頭金というのはいくらに考へておられますか。現在相当な貯蓄なり資金なんかもなくてもよろしゅうございしますが、やはり金融機関としてお貸しするのでございしますから、償還能力というものは見なければならぬわけでございします。償還能力を審査いたしまして貸し付けることに相なるのでございします。

いますが、現在は一、般の災害住宅です
ね、これはそういう措置をとってお
らなかったのか。住宅金融公庫法から
るとこれはできるわけでしょう。特
にここにあげたのはどういうわけ
ですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 現在は、法
律上はやはり土地、借地権にも融資で
きるようになっております。しかしな
がら、現在の一般災害住宅につきま
しては運用の面におきまして、その場所
で復興するという趣旨で土地なり借地
権には貸付をいたしておりません。こ
ろが今回特にここにはつきり規定いた
しましたゆえには、原則は、原則と申
しますか、大体のケースは、その場所
で復興できると思っております。洪水
水等で全然流されてしまつて、そこが
埋没しておるといふようなことのため
に、他に敷地を求めなければならぬと
いうようなケースがございますから、
そういう場合に対処いたしまして、土
地所有権なり借地権を取得した者にそ
の分も融資しよう、こういうふうにか
えておるわけでございます。

○田中一君 従来は、じゃ、貸してお
らなかったのですか。
○政府委員(鬼丸勝之君) 従来は確
かに十七条二項において規定してござ
いますので、法律上は可能なんです
が、ところが先ほど申し上げました
ように、運用の面で現地復興といいま
すか、そういう趣旨で土地には融資を
していないというのが実情でござい
ます。

○田中一君 これはあまり質問したく
ないんですがね、公団の副総裁を一人
設けるといふ点でありますけれども、副
総裁の名前を併称しているのか、黙認
しているのか知らぬけれども、現在副
総裁がおられるわけですよ。だからど
うもその問題を論議するのは、特定な
るある人を指しての論議になるので非
常に話をしにくいのですけれども、こ
れは私は併称が併称でないかは別とし
ても、現在副総裁室というものがあ
り、副総裁という職階を法律によらず
住宅金融公庫が行なっているという点
について、一つ住宅金融公庫総裁の御
意見を伺いたいと思うのです。

○委員長(中山福蔵君) 速記をとめ
て。
○委員(中山福蔵君) 速記をつけて。
○田中一君 今の副総裁の問題はあ
とにいたしますが、この要綱を見
ると、第八の問題ですが、これは宅地
造成販売業というものに資金を流して
やろうということなんです、これは、そ
ういうわけですね。大体あなたが考
えられている宅地造成販売業というの
は、日本にどのくらいあるか、代表的
なものを十社ばかりあげられますか。
あげていただきたい。

○政府委員(鬼丸勝之君) お尋ねのこ
とにつきましては、ちよつと今正確に
責任持ってお答えできませんが、あと
で調査してお答えいたします。ただ、
今回の要綱にありますが、改正の趣旨は
先ほど申し上げました通りでございま
して、ここに会社その他の法人及び地
方公共団体とございまして、実際の運
用は、現在は地方公共団体が出資いた
しております住宅協会の等にかつこの
宅地造成の資金の貸付はいたしてあり
ません。今後ともまあそういう方針で運
用して参りたいと思つております。

○田中一君 関西方面じゃ相当電鉄会
社に出しているんじゃないですか。私
は出しているように記憶しております
が。
○政府委員(鬼丸勝之君) 電鉄会社に
融資いたしておりますのは、建て売り
住宅を特に認めておるといふことで
ございまして、宅地だけの造成資金は
融資いたしておらないと思つてあり
ます。

○田中一君 この点、もう一つ総裁に
伺つてみましょう。
第二の、今の災害復興住宅に対する
融資の取扱いは、地方公共団体の長、
いわゆる都道府県の知事だけでしょ
うね。市町村はないでしょうね。市町村
も含んでいるのですか。
○政府委員(鬼丸勝之君) 地方公共団
体に対する業務の委託につきまして
は、市町村も含んでおります。

○田中一君 従来、住宅金融公庫の融
資その他の広報活動といふますか、そ
ういう面は県がやっているのが主なん
ですね。その窓口を通じて各市町村が
扱っているのですが、今度もそれと同
じようなケースをとりましますか。
○政府委員(鬼丸勝之君) 従来は、仰
せの通り、大半県が委託を受けてや
つております。それをさらに市町村に再
委託しているというような場合がござ
います。今回の災害復興住宅につ
いての業務の委託は、その受託能力が
あります場合は直接市町村にお願い
したい、かように考えております。

○田中一君 最近新聞で問題になつて
おりますように、田中……これも併
称大臣かな……が、社会党の知事だか
ら云々、それから社会党の市長だから
云々と言つて、どうも地方行政に対す
る、介入したり制約したり非難したり
という傾向が見えるわけなんです。こ
れは建設省は、住宅金融公庫を通じ
て少くともそういうようなへんば指
導はなさらないでしようね。

○政府委員(小澤久太郎君) 田中さん
の今おっしゃいましたような、社会党
の知事である、社会党の市長であるか
らへんば扱ひをするというようにな
るとは、政府といたしましては絶対い
たしておりません。
○石井桂君 関連して、今田中さんの
御質問の、要綱の第二ですね。第二
は、地方公共団体の中に市町村も含
めるといふようなお答えでございま
した。しかし、従来この金融公庫の貸
付事務の調査をしているのは、建築基
準法の府県の部局あるいは課の部
でやつておるのです。それは、貸付に
伴う建築物の基準を厳重に査定して貸
し付けている。ですから、直接市町村
にゆだねる場合は、今のお答えによ
ると、能力があればということですが、
市町村にはそういう調査の機関がない
はずなんです。この場合、第二の貸付
事務、——いろいろな資金の貸付、元
金の回収あるいはその他の事務をいた
しますと、市町村の人員費といふもの
は膨大になるだらうと思う。それらに
対しての御用意がなくて市町村にやる
のかどうか。今でも金融公庫の事務を
扱つておる部局はそういう方面に相当
の人数をとつておるわけですよ。人員
費は相当に市町村の大きな負担になる
だらうと思うのです。その御用意はど
ういうふうになつておるんですか。
関連して一つお答え願ひたいと思ひ
ます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 石井委員か
らお尋ねのように、特に設計審査等は
一般の町村では、能力、人員ともに足
りない、あるいはほとんどないという
場合も多いと思ひます。特に今回の災
害復興住宅の設計審査は、結局建築基
準法上の確認審査と同様に考へており
ますので、これはやはり確認事務を処
理する機構、能力を持つておる
でなければ無理じゃないかと思つてお
ります。なお、一般的に申し込みの受
付、その他審査の事務をやらせる場合
には、それぞれ業務内容に応じてま
して、手数料を公庫から当該地方公共
団体に交付することにいたしてあり
ます。

○石井桂君 今のお答えだと、その手
数料で市町村はまかなえというわけ
ですね。
○政府委員(鬼丸勝之君) さうござ
います。従ひまして、あるいは増員
を要するといふような場合の人員費を
それで十二分にまかなえるというわけ
には参らないと思ひます。

○石井桂君 私の心配するのは、災害
が起つてもおそろしく市町村に五百と
か三百とかいう数だと思つて、手
数料を取つても一人一人雇うだけの手
数が取れないわけですね。そうする
と、そういう繁雑な事務は、まあ災害
を受けた自分の村のことだから、愛郷
の精神が何かで、結局役人とか公共団
体の吏員がとにかく労働を加重してや
らされるということなんです。で、
用意がなくて、まあよい十働くもの
なら二十働いて片づけると、手つとり
早く言えばそういうことですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) まあ、非常
な災害があつた場合には仰せのよう
なケースも出て参ると思ひます。なお、
町村の場合には確かに人員、能力とも

非常に足りない面がございますので、県の出先でございますね、地方事務所でございますとか、あるいは土木事務所の建築関係、そういう方面にも応援、協力してもらおうという態勢で仕事の処理をしておらう、こういうことも考えております。

○石井桂君 今非常に回りにくくお答えになったのですが、簡潔に言うとう、結局労働強化をしまかなえと、こういうわけですね。

○政府委員(鬼丸勝之君) なかなか實際問題になりませんと、的確にお答えしたい点もございまして、御了承を願いたいのですが、手数料をできるだけ奮発いたしまして、それにまあ地元にも底分の一つ御精勵を願ひまして、まあ頭から労働強化ということではございせんが、まあ地元として御精勵を願ひまして、そしてうまくやっていたらこう、こういうふうに考えております。

○石井桂君 つまりこの第二項の事務を取り扱う人をもっとも用意してないのですよ。してないでやるということとは、仕事があつたらそのまゝやれということじゃないかと思うのです。市町村には専門家がいないと思うのです。だから結局体裁よくお答えになつておられるけれども、それはそう簡単に言へばそうなのではない。

○政府委員(鬼丸勝之君) 別に体裁よくお答えしたつもりではございせんが、公庫の業務の委託は他の場合もそうございまして、手数料主義でまかなつておられます、特に人の問題というのはこれは別途行政上の措置を要します、また災害は一時的に非常に仕事が増えるというふうなテンポ

ラリーな仕事の性格もありますので、まあ当該市町村とあるいは府県の出先と十分協力態勢を整えてもらひまして、それにまあ十二分ではないかもしれませんが、手数料をできるだけ奮発いたしまして、処理していただくというのがわれわれ考えておるところでございまして。

○石井桂君 その府県にやらせるならわかるのですが、出先の府県の中にあります市町村にやらせるのでしょうか。そういう場合が想像されますね。そうすると、そこにはそういうものを審査する能力のある人はいないというのです。その場合に府県庁の方から来て手伝え、こういうわけですよ。だから、まるまるないところをやらせるつもりなのではない。

○政府委員(鬼丸勝之君) 全然なければ、これは府県にお願いするよりいたし方ないと思います。ただ能力が足りない場合、これは土木災害につきましても、町村が責任を持って調査いたすようなことになっておりますけれども、実際は相当府県の出先が応援して、また再委託を一部受けまして応援しておるような格好でございまして、私もはなるべく当該市町村に迅速に調査、審査をしてもらおうというのが趣旨として望ましいと考えておりますので、今申し上げたような趣旨で考えておるわけでございます。

○石井桂君 土木に例をとられました、土木は府県市町村まで行きわたつておられるのですよ、人間が。ところがこういうものを審査する機関というものは市町村にないのです。たとえば例を浦和にとりましますね。浦和の市役所に建築の技術員なんていうものは一人か二

人しかいない。それがほとんど学校なんぞをやっているのだな。だからいきなりこういうものをばつとやていって市町村は戸惑うばかりで結局技術上の審査などはやらないだろうと思ふ。そうすると、出てくる坪数くらいで何割だとかお金を計算して出すので、一体金融公庫の予算しておるようなものに対して規格を十分守つておるかどうかの審査をしないで、これは貸し付けるのですか。つまり私のところは十坪建てますと言つたから、十坪に二万八千円かけてそして二十八万円です、か、そういうものの何割ということをお簡単に出すだけで、あとどういふものができようとかあまりやかましく言わないのもいいのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 設計につきましては、建築基準法上の手続は踏んでもらわなければならないので、これは特定行政庁において確認事務として処理していただきますが、それによつて設計は認めるといふことになりまして、従いまして、そういう加減など申しますと諸弊があります、適当にやれるものではないのでござい

ます。それからもう一つ先生に申し上げておきたいと思ひますのは、これはいろいろ議論がありまして、こういう規定がありません、あるいは金融機関が申し込みの受付なり審査をやつてしまふ。ところが金融機関が非常に手不足であつたり、あるいは金融機関ですと少しひまがかかるのじゃないかというふうなことから、今回新たに改正されましたこの貸付業務に関する委託につきましては、金融機関よりもむしろ地方公共団体を使おう、こういう趣旨で

その迅速化をはかつておるわけでございます。

○石井桂君 私は迅速化をはかることは望ましい側面です。ですからそれはかまわぬのだけれども、従来やかましく言つておる金融公庫の貸付並みにやるのか、あるいはもうそんな基準なんかはかまわぬに坪数と金額さえ合えばいいのか、そのねらいなんですよ。あなたの方で非常に急を要する。災害を非常に受けて復興しなければならぬ、だから、それは災害救助法的な見方では貸すのかどうか、その辺をお聞きしたいわけなんです。

○政府委員(鬼丸勝之君) 新築の場合につきましては、先ほどから申し上げておりますように、基準法の手続を踏んでもらつておることは当然確認をとつてもらひますから、公庫として特別の設計審査は必要でない。それから基準法の確認事務の行われていないようななかにおきましては、基準法の規定を満たす程度の設計だけはやつてもらわなければならぬと考えております。ところが、そういうなかでは、先生のお話のように町や村ではおそろく技術者もいませんから、それは県で設計上のめんどうは見えていただく。それから業務の委託につきましても、何もかもごっそり委託する必要はございせんし、能力に応じて申し上げましたのは、技術的な問題と、あるいは申し込みを受け付けて一応処理する、貸付の適否を処理するというだけのことならばできるということはございまして、それから補修につきましては、これは具体的基準を設けて、それによつて処置してもらわなければとても円滑にかつ迅速にいかぬだろうというので、公

庫側ともいろいろ今検討いたしておりますが、坪数と損傷の程度とを組み合わせまして、そのケースを五つなり六つなり作つて、そしてAクラスは四万円とか、Bクラスは六万円というふうなことで、それによつて県なり市町村に審査してもらつて、まとめていただく、こういうふうな考へております。

○石井桂君 今の御答弁で間違つた点があると思う。基準法のあるところは基準法だけでいいというふうなお話だつたけれども、そうではないのだな。公庫の貸付基準は、建築基準法より少し強い。だから基準法に合格して許可になつてもそれで貸付にならぬのだ、公庫は。そういうことを御存じないと思うのだな。だから、それは間違つていたら間違つておると訂正して下さい。

○政府委員(鬼丸勝之君) 間違つておりません。今回の災害復興住宅につきましては、省令で規格等を定めることにいたしておりますが、私も基準法程度の建築物を考えております。公庫の従来の規格よりも多少甘くするといふように運用したいと考えています。

○石井桂君 そうしますと、災害の今度のこの条文によるものは基準法に合格すればいいので、従来災害地でなく貸付の基準の方が高いわけですね。だから、そういう面が起きますと私は思う。そんなら、今鬼丸さんの御答弁のように、基準法の内容を持つて内容を審査して貸し付けるとなると、これはもう容易ならざる技術を要するわけですよ。その内容をどうに御存じないかと、これは国民のために早く貸付事務を処理していただくのですから、非常にけつこうです。けつこうだけれど

も、基準法の内容に合っておるものがある。果してできるかどうかは大いに危ぶまれる。なぜ危ぶまれるかというと、係員がいないのですから、おそらく市町村とかそういうところでは事務の職員が図面を見ながらやるようになるだろうと思う。そうなるのも何とわからない人がやることになるので、そういうことを御覚悟ならば私は支障はないと思うのですけれども、あまり内容が悪いものでもまあこの際は目をつぶるんだ、こういうつもりならば差しつかえないと思います。

○政府委員(鬼丸勝之君) 私どももいたしましては、坪単価二万八千円程度を限度として考えております場合、基準法の基準に合致する程度の建物はぜひ一つ作ってもらいたいと思います。が、お話のように広地域、特にいなかの方に災害が相当起りました場合、なかなか特定行政庁の関係職員の手が回らねるという場合もあるかと思えます。それで私どもはできるだけ行政庁に懇請、お願いいたしまして、基準法の基準よりも粗悪な、落ちる住宅にならないようにできるだけの努力をしたいと思いますと考えております。

○石井桂君 ジャ最後に。まあ気持はよくわかりますが、仕事をふやして、それを処理する人の方の御用意をしないで仕事を押しつけるようなことは、私はあまりうまくないと思うのです。よ、だからこの法文そのもののやり方はそう私はまずいと思っていないけれども、今の田中さんの御質問の、府県のみならず市町村にもやらせる、災害が起れば、で、市町村には何も処理する機関がないと、こういうならば、これは災害はどこに起るかかわからぬか

ら、ことごとくの市町村へみな増員するわけにはいかぬでしょう。だからその気持はわかりますけれども、しかし適当にその手を打てるようにしてやらぬと私は無理じゃないかと、こういうことを感じたものだからあなたに伺ったのです。

○政府委員(鬼丸勝之君) 石井先生のお尋ねの趣旨はよく了解いたしました。それで能力のない町村には無理でございまして、やはり能力を十分判断いたしましたうえで考えたい。それからなお相当な大災害が起りました場合には、公庫の支所の職員、ことに幹部以下出張いたしまして、必要な期間駐在することといたしまして、これは公共団体と一体になって仕事をしやる。これは公庫側もそういう決意をしかり持つております。どうか一つ御了承をいただきたいと思えます。

○石井桂君 承りました。○武蔵常介君 この表を拝見しますと、現行の方は金利が五分五厘です。ところが今度の新制度になるといとうと、金利が六分五厘になります。どういうわけで一分急に上ったのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) これは従来の制度はすでに御承知のように、いわば住宅の足の部分に用地費にかわるものとして融資を認めておったわけでございます。金額も三万程度で建物の主要構造部分だけについて考えておったのであります。今回はすでに御案内のように、住宅部分と同面積の部分に七割五分融資するというふうな、非常に額も、それから融資の範囲も広げられました。そこで利率につきましては少し上りましたが、これで一つかんべんし

ていただこうと、かんべんしていただくとうと申しますか、この利率で一つ貸付を受けるようにしてもらおう。と申しますのは、やはり公庫の全体の資金繰りの関係もございまして、この部分だけは他よりも一分高くなっておりますが、念のために申し上げます、産労住宅が現在年六分五厘でございまして、一般住宅は御承知のように五分五厘。そこで産労住宅と大体かね合いをとった方が妥当ではないかというふうな理由もございまして、六分五厘にいたしました次第でございまして、ただ上の住宅部分を他の一般貸付の住宅にいたします場合には、その利率は五分五厘になるのでございまして、その住宅部分につきましては、下の方だけは六分五厘ということに相なるのでございまして。

○重盛壽治君 先ほど問題が出たようですが、災害があつた、そうして坪二万八千円で九坪ぐらゐにして二十五万円貸し付ける。その場合に一どきに貸すのではなくて、金持ちの方は別として、不適格になるといふような人はどういふ人が不適格になるのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) まあ今回の災害復興住宅の貸付は、先ほど申し上げましたように頭金というものは要らぬというふうなことでございまして、現在の資金というものは融資ではございませんが、しかし貸したあとの償還能力はやはり考えなければなりませんので、償還能力が全然ない。あるいは将来に向つてもないという人につきましては無理でございまして。

○重盛壽治君 それは機械的な御答弁であつて、償還能力があるなしというその認定を、たとえば今言われた地方公務員によって調査をしてもらうか、

だれが調査するか知らぬけれども、おそらく生存しておる限りにおいて二十五万円資金を借りて、しかも十一年でつか、これは……。

○政府委員(鬼丸勝之君) 十五カ年で、
○重盛壽治君 十五カ年間でしよう、据え置きがあつて……。今は、現状ではたとえば一万五千円の収入しかなくて三年たてばという認定もあるし、いろいろ問題もあるし、非常に認定に困難であると思うが、その災害にあつた場合のたとえば収入なら収入を幾らを基準にして幾らまではよろしい。ないならばだめにきまつておるのですが、ないということはある得ないのだな、認定の問題で……。現に生活しておるのだから、そういう認定はどういうところに基準をおいておるかということに帰するわけです。

○政府委員(鬼丸勝之君) まあ償還金は今ここで具体的にはつきり申し上げかねますが十五年でございまして、元利最高で、二十五万円借りますと、元利含めましての金額は出て参ります。これをやはり返していただくということが前提でございまして、本人の収入、将来の収入見込み等も考えまして、現在及び将来の収入見込み状況を考慮して決定いたすわけでございまして、ただ一般の貸付の場合は相当やかましくこれは審査しております。納税証明書等もいただきます。その点はこれはなかなか微妙な点でございまして、その辺を一つもう少し具体的に検討しまして、まあ判断の問題でございまして、普通のちゃんとした仕事をしておるといふ場合におきましては、なるべくこれを貸付の対象に考えてもらいたい

い。なお非常に低額の収入しかない。現在も将来もほとんど収入の増加するといふ見込みがない人につきましては、公営住宅の災害用に建てましたものに救済するといふ道もありまゐるので、そういうことも考えていただきたいい、かように考えております。

○重盛壽治君 そうすると幾らの収入とか、どういふ収入とか、今の住宅金融公庫のやつを何十割か切り下げた率でいくという率は別に考えておらぬということですね。どういふところで、どういふような人以上には貸すという収入率というものは考えておらぬということですね。

○政府委員(鬼丸勝之君) 別に収入の基準をはつきり線を引いては考えておりません。毎月の償還額が、返せる見込みがあるかどうかという点を判断いたしますので、その償還額のとえば何倍以上の収入がなければならぬといふふうな、かたくは考えておりません。

○重盛壽治君 そうすると、こういう解釈をしていいかね、ほんとうはこれはまあ言いにくいことですが、隠居をしいられておる、からだは病身である、収入の道はないが、かろうじてそこらの洗たくすぎでもして食べているというふうな方が焼け出された、というこれらの人はちよつと不適格になるが、そうでない健康であり、そして普通に働いておられる者はおおむねこの程度の恩典には浴し得るという解釈をしていいわけですね。
○政府委員(鬼丸勝之君) おおむねそういうことに相なると思えます。
○委員長(中山福蔵君) それではこの

際皆様にお諮りいたします。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案及び日本住宅公団法の一部を改正する法律案審査のため、参考人として住宅金融公庫総裁及び日本住宅公団総裁の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それではこの住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の質疑は本日はこの程度にいたします。」

○委員長(中山福藏君) この際、先ほど建設大臣より説明を聴取いたしました建設省設置法の一部を改正する法律案に関して質疑を行いたいと存じますが、まだ少し時間があるようでございますから、順次御発言を一つ願いたいと思います。

○田中一君 この河川審議会の問題で
すけれども、今まで河川に関する世論
なり学者なりの意見を聞いたというこ
とはどういう組織でやっておったので
すか。審議会に見合うような施設で
すね。

○政府委員(柴田達夫君) 先ほど大臣から御説明を申し上げましたように、現在は建設省限りの内規によりますところの河川審議会を設けて、これによつてやつております。沿革といったしましては御承知の通り、以前法律に基きまして、古くは臨時治水調査会、それから土木会議、これがやつて参りましたし、その後職後におきましても土木審議会等がございましたけれども、その後委員会の整理によりまして、しばらく休止いたしておりますので、道路法の改正がございましたので、道路審

議会の方は法に基く審議会としてやっておりますが、河川審議会の方は法に基かない建設省限りのものとして現在事実上は運用いたしておる次第でございます。

○田中一君 どうしてそういうような、まあ軽視をしたわけではないでしょうけれども、もっと早くそうした法制上の審議会にできなかったのか、そういうわけでしたか。

○政府委員(柴田達夫君) 昭和二十四年に建設省の付属機関といたしまして、河川審議会が設けられてやっていったのですが、昭和二十五年に河川審議会と道路審議会を合併いたしました。これは委員会等を簡素化という趣旨であらうかと思いますが、土木審議会が設置せられておったので

まで今日に至つておる。しかし、先ほど来申し上げておりますような事実上の建設省限りの河川審議会を持つてゐるわけでございます。それで最近におきましても、やはり委員会等の整理ということとはときどき行われるのでございますけれども、この河川審議会につきましては、やはり昨午政府関係の委員会の整理等が問題になりました際も、河川審議会は重要であるからこれは一つ適當な機会に法に基くものに直すことによつて、整理をしないでもらうという約束が行政管理局との間においてもできておるような次第でございます。設置法をこのたび改正いたします機会ができましたので、この際法に基くものにお願いをいたしたいと考えておる次第でございます。

○大河原一次君 官房長にちよつとお尋ねしたいのですが、東北興業株式会社ですね。これを従来まで建設省に設置されてあったのですが、今回の改正におきまして、これを経済企画庁設置法の中に入れたということにつきまして、ちよつとお伺いしたいのですが。

○政府委員(柴田達夫君) お尋ねの通

り、東北興業株式会社に対する監督の事項は今同経済企画庁に移管することになっていたとして、東北興業株式会社 of 改正法律は経済企画庁の手によりまして、この国会に提案されておりまして、従いまして、設置法上の点はその法律の付則におきまして、建設省の設置法が改正せられるようにいたしておる次第でございます。

○大河原 次君 私のお伺いしているのは、どのような理由で今回この建設省に あつたものを経済企画庁に持つて行かなければならなかつたかという、

その理由をお伺いしているわけですよ。
○政府委員（柴田達夫君） さようにい
たしましたわけは、この東北興業株式

会社の監督という事項の所管問題でございますが、これは従来建設省がやっておりますけれども、これはやはり内務省以来のずっと経緯に基きまして建設省が仕事として引き継いでやっておったものでございます。今度は東北開発全体につきまして、東北開発促進法といったような、東北開発全体の関

題が問題になって参りまして、この法律を制定するという議が現在進んでおるようなわけでございます。そこでそれと密接な関係のある東北興業株式会社の監督も、その全体の東北開発の促進をやりまうところが経済企画庁ということに相なっておりますので、これ

は調整的な法律でございますし、調整的な役割をする経済企画庁でやることになっておりますので、興業株式会社
の監督も経済企画庁がこれに合わせてやる方が適当であろうという考え方に基きまして、経済企画庁に移管する
ということに相なった次第でございます。

○田中一君　　せんだつての予算の調査のときに、上水道、下水道に関する向大臣の、建設大臣、厚生大臣の打ち合せの了解事項があるならば、それを資料として出せという要求をしておいたのですが出してありますか。

○政府委員(柴田達夫君)　水道の所管の分割に関しまする閣議決定の内容はございます。これはまだ委員会にお

まして、もし御配付が手抜かっておるようなことがございますれば、早速に提出を申し上げたいと思います。

○田中一君 この建設研修所、これは土木研究所がこれを握っては、どういふところに支障があったのですか。というのは、この実際の研修所は機構的な研修所じゃなくて、沼津のあの工場といひますか。あれを土木研究所が握っておったのでは、どうして支障があったのか。

○政府委員(柴田達夫君) 土木研究所としては、沼津に支所がございまして、この支所は機械に関する試験、研究のほかに、技術員の養成ということも両方やっておるわけであります。この組織でやって参っております。別段支障があったというふうには考えておりま

せん。しかし、これは何分にも機械だけの養成訓練でございます。一方建設省のいたしましては、機械だけに限りませず、技術、事務の専門領域にわたりますて、総合的な十分の研究機関を持ちたいというのが前々からの熱望でございます。いまして、ようやく予算の一部が認められたので、沼津その他の建設研究所を総合的なものとして作りたい。しかば機械関係についても、これは工事の施行の方とくわめて密接不可分のものでございますので、研修にしても同じ研修所でやる方が適當であらう。こういう考え方に基きまして、今回作ります研修所の中に、土木研究所の機械の養成部門だけを移管をいたしたい。地理調査所の技術員養成所というのが現在ございますが、これにつきましても全く同様な見解で総合いたして参りたい。かように考えておる次第です。

○田中一君 定員はどうなっておりますか。

○政府委員(柴田達夫君) 法律が通りましますと、定員予算につきまして実際の移しかえをやりまして、研究所の定員予算をきめるわけでございまして、現在この関係機関におきまして定員予算の調整中でございますので、最終的なものはきまっておりますけれども、地理調査所技術員養成所の関係におきましては、大体二十六名がこの技術員養成所の方面に従事いたしております。これは技術員養成所といたしまして法律にはきまませんが、ややはつきりいたしておりますので、ややはつきりから土木研究所の沼津支所の方は、一応養成と試験研究が並行して同じところで行われておるような格好になっておりまして、課というセクションによりまして養成課というものが分れておるわけであります。この養成課の方も養成課の定員というものが必ずしも専任というようにございませんで、仕事を分けます際に、どういふうちに定員を置かかという点が截然とまきまっておりますが、十名ないし十五名くらいはやはりこの研修関係の方に移るものであろうかと思ひます。しかし一つの機構で二つのことをやっておったのを分けますと、沼津におきましては、さしあたり不便も生じますので、その間は併任のような措置も講じまして、両方が沼津という場所では円滑に試験研究と養成が行われるようにいたしたいと考えております。

それから研修所をつくるに当りましての定員の増加という面につきましては、遺憾ながら政府が定員をふやさな

という方針と申しますか、そういう新規定員抑制の方針に引つかかっておりまして、現在までのところ、さしあたり研修所長一名をつけてやろうということでありまして、研修所長一名の定員が定員法上には増加されております。しかしそれ以外に最小限におきまして、やはり五、六名の研修所ともないますれば、土木一般の中堅技術者の養成をいたしたいと考えてございまして、この五、六名ないし七、八名のものにつきましては、本省並びに地建の中できしあたり併任の措置を講じて参るよりいたし方ない。つまり実際上の問題といたしまして、約五十名足らずでございますが、それくらいの方が研修所の定員として事実上充足いたしたい、かように考えております。

と考えております。そこで私も譲渡を極力避けていたきたいという考えを持っておりますが、民法上の条件付譲渡と申しますか、いわゆる買い戻し譲渡形式、買い戻し登記といひますか、そういうようなことが現在住宅公団においては行われているかどうかという点をまず伺いたいと思ひます。

○参考人(加納久朗君) 工場用地を譲り渡します場合には、日本の経済に役に立つような工業にのみ譲り渡さなければならぬと考えております。そしてもしその譲り渡しが目的にたつたような用法をする場合には、前契約を取り消して取り上げるという考えでおります。それからあるいは公団が買い戻しをするということを条件付にして分譲をする考えでおります。

論中にお願ひいたします。

○石井桂君 私は自由民主党を代表いたしまして、賛成の意を表するものであります。今回の日本住宅公団法の一部改正案の内容のおもなるものは、一番今問題となつておる宅地の入手の点につきまして、水面の埋め立てをするにあらたにそういうことを加えまして、宅地の入手の道を開いたこと、及び従来は住宅のみに使われました宅地の造成ばかりであつたのであります。が、これにさらに必要な学校、病院、商店、工場等の宅地をも造成ができる道を開いたことでありまして、これらは今国民が最も困つておる住宅問題をさらによく解決する方策と存じまして、賛成をいたすものでございまして、

午後二時二十八分開会

○委員長(中山福藏君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

日本住宅公団法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のおありの方は順次御発言願ひます。

午後二時五十六分休憩

○委員長(中山福藏君) それでは暫時休憩いたしまして、午後二時から再開いたします。

○参考人(加納久朗君) 譲り渡しますときに、買い戻し付の登記をいたしまして譲り渡すつもりでおります。

○委員長(中山福藏君) ほかに御質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。……ほかに御発言がなければ質疑を終了することに御異議ございせんか。

○田中一君 私は日本社会党を代表いたしまして、本日本住宅公団法の一部改正法律案に對しましては、一応賛成するのでございまして、しかし、この中に織り込んでありますところの新しい内容につきましては、相当運営の面にまかせられた点が多々ございまして、また一方においては本来の住宅公団の業務のほかに新しく追加された点もございまして、たとえば住宅公団が行う宅地の造成のうち、工場にその敷地を譲渡する点、あるいは日本住宅公団が少くとも日本民族のための住宅供給対策であるものが、一応便宜ながらも海外から来るところの外国人のためにその住宅を一部提供するというような案でございまして、少くとも日本住宅公団が本来の立法の趣旨を完全に遂行するのには、この二つの点は相当考慮されなければならぬ点であるかと考えております。そこで審議の過程において自民党並びに緑風会の方々と御相

○委員(長) 中山福藏君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

日本住宅公団法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のおありの方は順次御発言願ひます。

○田中一君 改正案の第三十一条の業務の範囲のうち、住宅入用に供する宅地のほかに、学校、病院、商店、工場等の用に供する宅地の造成を行う。そしてそれらの賃貸その他の管理、並びに譲渡を行うということが盛り込まれてありますが、少くともこの日本住宅公団の宅地の造成というものは、やはり住宅公団の宅地並びに実際の住宅宅地という点に重点をおかなければならぬ

○委員(長) 中山福藏君) この際委員更の件を御報告申し上げます。ただいま酒井利雄君が辞任され、補欠として大谷登瀛君が指名せられました。

○委員(長) 中山福藏君) これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお付帯決議案を御提出なさるなら附

談いたして、ここに付帯決議を私はつけて、本法案に對しまして賛成の意を表したいと存じます。付帯決議案を読み上げます。

一、宅地造成については、食糧の確保、農家経営の安定等農地保護の見地から、極力農地の転用をさけるよう配慮すること。

一、本法案により造成されるべき工場用地の譲渡については、わが国の経済発展の寄与を主眼とするとともに、地価の昂騰を来たさざるよう慎重に取扱うこと。

一、技術研修等の目的で国内に滞在する外国人のための居住施設の供給については、その資金措置に關し、今後充分なる検討を加え、適切な方策を講ずること。

以上の三点を付帯決議として付しまして、本法案に賛成するものでござい

ます。

○北勝太郎君 私は本法案に賛成をいたします。

○委員長(中山福藏君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認むることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと認めます。

○委員(中山福藏君) 全会一致でございます。よって本法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中述べられました田中君

提出の付帯決議案を議題に供します。田中君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中山福藏君) 全会一致と認めます。よって田中君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお本院規則第四十条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手續につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと認めます。よってさように決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本法案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

石井 桂 岩沢 忠恭
西田 信一 田中 一
大谷 肇潤 武藤 常介
内村 清次 大河原 一
北勝太郎

○委員長(中山福藏君) それでは、本日これをもちて散会いたします。

午後二時四十一分散会

一、防火建築帯造成促進に關する請願(第一三九三三号)

一、自動車道基本政策確立等に關する請願(第一四三三五号)(第一四四七号)

第一三〇八号 昭和三十三年三月八日受理
積雪寒冷地域における冬期道路交通確保に關する請願
請願者 山形市旅順町一、〇四六山形県バス協会内
鈴木吉助外十一名

紹介議員 松澤 靖介君
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に關する特別措置法の成立経緯並びに東北地方の実情にかんがみ、路線の指定等に關する政令の規定並びに事業予算の配分等に關しては、(一)同法第三条の規定に基き施行令において、指定路線の基準中交通量を規定すること、(二)本法の立法趣旨に照らし、實際の必要にそわないおそれがあるから、(三)但し産業の振興と民生の安定上特に必要と認める路線についてはこの限りにあらず(四)政府補助予算の内地分予算額の配分にあつては、東北地方を最優先的に措置すること、(五)東北地方に對してはすくなくとも二十五台以上のブルドーザーを確保すること、(六)予算配分については、除雪機械を必要とする県あるいは降雪量措置を必要とする県について充分考慮すること、(七)本事業費は、地方財政再建促進特別措置法第十七条の指定事業以外として措置すること等特段の配慮をせられたいとの請願。

第一三九三三号 昭和三十三年三月十日受理
防火建築帯造成促進に關する請願
請願者 静岡県熱海市議會議長
井沢和雄

紹介議員 小林 武治君
不燃都市の実現は、各市とも長年の念願で、防火建築帯の造成、耐火建築の促進に努力してきていたが、その急速なる実現を図るためには、住宅金融公庫による標準建設費の引上げ、融資面等々の制限緩和、防火建築帯内の建物全部に對する建築費の金額融資等の住宅金融公庫法の改正が必要であるから、同法の改正を図られたいとの請願。

第一四三五号 昭和三十三年三月十三日受理
自動車道基本政策確立等に關する請願
請願者 東京都中央区銀座八ノ一協立ビル内全国自動車道協会内 木村源橋

紹介議員 迫水 久常君
わが国産業経済の自立と飛躍的な発展を期するためには、自動車道の整備を促進し、輸送力の同期的な増強を図ることが緊急事であるにもかかわらず、自動車道建設連營の基本法である道路運送法は、今日の状況においては種々な点で幾多の不備欠陥があり、はなはだ遺憾であるから、自動車道整備事業の健全な発展のため、(一)道路運送法をすみやかに整備し、自動車道基本政策を確立すること、(二)幹線高速自動車道及び都市高速自動車道の整備を推進すること、(三)自動車道の建設改良、災

害復旧に關して積極的な助成方策をとること、(四)国費又は地方費によつて既成自動車道の平行道路を建設するがごとき無益な二重投資はこれをさけるよう措置するとともに、必要な法制を整備すること、(五)自動車道管理上の権限を拡大強化すること、(六)自動車道を路線とする運送事業免許に關しては、当該自動車道管理者の同意を得て行うよう措置するとともに、これを明確に法制化すること、(七)自動車道上における交通の特殊性に對応するよう交通取締法規を整備すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一四四七号 昭和三十三年三月十四日受理
自動車道基本政策確立等に關する請願
請願者 静岡県三島市四九四四豆鉄道株式会社代表取締役 大場金太郎

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第一四三五号と同じである。

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本住宅公同法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十六日)

一、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月四日)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、積雪寒冷地域における冬期道路交通確保に關する請願(第一三〇八号)